

## 精神障害者の JR 割引を受けるための スタンプの内容に関するご案内

令和 7 年 4 月 1 日から開始の、精神障害者の JR 運賃割引を受ける際に必要なスタンプについて、情報の不足がありましたので、令和 7 年 3 月 27 日以降、新しいスタンプを使用しております。

- ・新たに使用しているスタンプ

「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種」又は  
「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第二種」

上記以外のスタンプを受けられた方は、お手数ですが県または市町窓口にて新しいスタンプを受けていただきますようお願いいたします。

( 連 絡 先 )

石川県障害保健福祉課

TEL:076-225-1427